

宮代町国民健康保険条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和43年法律第23号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>4～8 (略)</p>	<p>附 則 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>3 給与等(所得税法(昭和43年法律第23号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症 _____ _____)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>4～8 (略)</p>

宮代町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下水道事業の経営規模は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア 排水区域面積は、<u>374.9</u>ヘクタールとする。</p> <p>イ 排水人口は、<u>2万2,370</u>人とする。</p> <p>ウ 1日最大処理水量は、<u>1万1,260</u>立法メートルとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下水道事業の経営規模は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア 排水区域面積は、<u>353.4</u>ヘクタールとする。</p> <p>イ 排水人口は、<u>2万2,950</u>人とする。</p> <p>ウ 1日最大処理水量は、<u>1万610</u>立法メートルとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p>